

【別表】藤枝市デジタルアートギャラリー構築業務プロポーザルにおける審査基準

提案の評価は、下記の評価項目及び評価の視点に基づき採点する(100点満点)。

	評価項目	評価の視点	配点
業務経験	同種又は類似業務の実績	過去に類似業務の実績があり、業務を遂行するために必要な知識・経験はあるか	10
業務理解度	業務の理解度	「藤枝市デジタルアートギャラリー構築業務委託仕様書」で示した業務目的や業務内容を理解した提案となっているか。	10
	業務スケジュール	無理のないスケジュールが明確に示されているか。	10
企画提案力	目的達成のための提案	・会場型イベントへの来場意欲を高めるための仕組みが考慮されているか。	10
	技術的な提案内容	・デジタル技術の活用方法や展示方法の斬新性はあるか。 ・アクセシビリティ、ユーザビリティ向上のための工夫がなされているか。	10
	取り組み姿勢	・プレゼンテーションの内容が明確であり、業務に対する意欲や積極性を感じられるか。 ・質問について適切な回答及び技術的根拠に基づく説明ができていたか。	10
	CMS	・職員でもページの修正やデータの差替え操作が負担なく行える内容となっているか。	10
実施体制	適格性・有効性	・業務の実施体制・担当者の配置状況が的確かつ適正であるか。 ・本業務について、十分な知識・経験を有する者がそれを十分に発揮できる体制で配置されているか。	10
価格	提案価格の妥当性	・見積もり上限額の範囲内で業務執行上適正な金額であるか。	10
	ランニングコスト	・システム運用時のランニングコストが可能な限り縮減されるよう配慮されているか。	10
合 計			100